## 金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)

平成 26 年 3 月 17 日

(照会者) 殿

## 金融庁監督局保険課長

平成26年1月23日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者(代理人を含む)から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

## 1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠 保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることの ある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事 業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して、事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされている(少額短期保険業者

向けの監督指針Ⅲ-1-1(1)(注2))。

これに照らすと、照会者が、A社が投資用アパート及び投資用マンション (以下「不動産」という。)を施工・販売する際に、当該施工・販売に含まれ た換気扇等の設備機器(以下「設備機器」という。)について、発注・購入者 (以下「オーナー」という。)から保証料を徴収して、設備機器の故障時に修 理・交換を行う業務(以下「本件業務」という。)は、以下の事情等を総合的 に勘案すると、「物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修 理等のサービスを行う場合」に該当するものといえる。

- ① 本件業務に関して照会者とオーナーとの間で締結される設備機器修理保証委託契約は、設備機器を含む不動産の施工・販売契約の締結とあわせて締結されるものであること。
- ② 本件業務の責任主体は照会者とされており、設備機器を含む不動産を施工・販売するA社とは異なるものの、両社はいずれもB社の完全子会社である上に、照会者はA社が施工・販売した不動産について請負代金・購入資金の一部をオーナーに対して融資する金融事業やオーナーが不動産を賃貸する際の賃貸保証事業を営むなど、両社(及び両社の親会社であるB社)は実質的に一体で不動産関連業務を営んでいるものと評価できること。
- ③ 本件業務の運営は照会者からC社に業務委託されているものの、両社はいずれもB社の完全子会社である上に、C社は照会者の金融事業や賃貸保証事業に係る不動産の賃貸管理事業を行うなど、両社(及び両社の親会社であるB社)は実質的に一体で不動産関連業務を営んでいるものと評価できること。
- ④ 本件業務の運営のうち設備機器の修理・交換は、C社から第三者である修理業者(以下「修理業者」という。)に再委託することとされているものの、修理業者はC社を通じて照会者に対して修理・交換の対応状況について定期的に報告を行うとともに、当該対応が不十分・不適切な場合には、照会者は管理会社であるC社や修理業者に対して指導を行い、改善が見られない場合には管理会社や修理業者の変更及び委託契約の解除等の措置を講ずるものとされていること。
- ⑤ その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

したがって、本件業務やその運営が、上記のとおりB社及びB社の完全子会社(照会者、A社及びC社)により実質的に一体として対象となる設備機器を含む不動産の施工・販売契約に付随して行われる限りにおいて、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずに本件業務を行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。